

## ①営業時間短縮要請を受けた事業者（飲食店等）と直接の取引がある（※）事業者

※時短要請対象事業者との年間取引金額が全体の50%以上を占めること

営業時間短縮要請  
に協力した事業者  
(飲食店等)

直接取引

<一時金支給対象の具体例>

- 食品加工・製造事業者（惣菜、飲料、酒類、パン等）
- 食器・調理器具・備品販売事業者
- 接客・清掃サービス事業者
- 流通関連事業者 等

## ②外出自粛要請により直接的な影響を受けた、主な事業（※）が対面で行う個人向け販売やサービス提供する事業者

※年間売上高が全体の50%以上を占める事業

外出自粛要請等に  
応じた個人

対面での販売サービス

<一時金支給対象の具体例>

- 旅行・宿泊・旅客運送関連事業者
- 教育・文化・娯楽・スポーツ・イベント関連事業者
- 冠婚葬祭事業者
- マッサージ、エステ、整体院
- 小売（食品、酒類、土産、雑貨、アパレル等）
- 理・美容、生活衛生関連事業者 等